

平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

平成22年4月1日

文部科学副大臣決定

1. 調査の目的

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。また、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てる。

2. 調査の名称

「平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（以下「本調査」という。）

3. 調査の対象とする児童生徒

国・公・私立学校の以下の学年の児童生徒を対象とする。

(1) 小学校調査

小学校第5学年、特別支援学校小学部第5学年

(2) 中学校調査

中学校第2学年、中等教育学校第2学年、特別支援学校中学部第2学年

4. 調査の方式

文部科学省が調査対象として抽出した学校における前述3.の学年の全児童生徒を対象として全国的な抽出調査を行う。

ただし、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については、その障害の状態等を考慮して、参加の是非を適切に判断すること。

5. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技に関する調査（以下、「実技調査」という。測定方法等は新体力テストと同様）

（ア）小学校調査では、以下の種目を実施する。

〔8種目〕握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ

（イ）中学校調査では、以下の種目を実施する。

〔8種目〕握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、持久走、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ

（※ 持久走か20mシャトルランのどちらかを選択）

イ 質問紙調査

運動習慣、生活習慣、食習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校に対する質問紙調査

子どもの体力向上に係る地域・家庭等との連携及び特別活動等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

6. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査

ア 実技調査実施期間

平成22年4月から7月末までの期間に実施する。

イ 児童生徒質問紙調査実施期間

調査票到着から7月末までの期間に実施する。

- (2) 学校質問紙調査実施期間
調査票到着から7月末までの期間に実施する。
- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

7. 調査の実施体制

- 本調査の実施体制は、以下のとおりとする。(公立学校、私立学校、国立学校における調査の実施系統図は、それぞれ、別紙2、別紙3、別紙4)
- (1) 本調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等(以下「参加主体」という。)の協力を得て実施する。
 - (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して必要な指導・助言・連絡等を行うなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して必要な指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。
 - (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
 - (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行うなどにより調査にあたる。
 - (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言に基づき調査にあたる。

8. 調査結果の取扱い

- (1) 抽出調査結果の集計
文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれについて、以下の事項を集計する。
 - ア 実技調査の結果について
 - (ア) 各種目等の平均値、標準偏差等
 - (イ) 各種目等に関する分布の状況等
 - イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果について
 - (ア) 各項目の回答状況
 - (イ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析
 - (ウ) 学校質問紙調査の各項目の回答状況と実技調査の各種目等の平均値等との相関関係の分析
 - (エ) 児童生徒質問紙調査の各項目の回答状況と学校質問紙調査の各項目の回答状況との相関関係の分析
 - ウ その他、本調査の目的の達成に資する分析結果
- (2) 抽出調査結果の公表
文部科学省は、以下のア～ウについて、(1)に掲げる調査結果を公表し、教育委員会及び学校に情報提供を行う。
 - ア 国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況
 - イ 都道府県ごとの公立学校全体の状況
 - ウ 地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市、町村、又はへき地)における公立学校全体の状況
- (3) 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の提供
抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の提供は、以下のとおりとする。
 - ア 文部科学省は、都道府県教育委員会に対し、当該都道府県教育委員会及び域内の市町村教育委員会の設置管理する学校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。
 - イ 文部科学省は、市町村教育委員会に対し、当該市町村教育委員会の設置管理する学

校で抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果について提供する。

ウ 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に対し、抽出対象となった各児童生徒に関する調査結果を提供する。

エ 抽出対象となった児童生徒の在籍する学校は、当該児童生徒に対し、調査結果を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等並びに文部科学省においては、本調査の目的を達成するため、以下のような抽出調査の結果を活用した取組に努めることとする。

ア 各教育委員会、学校等においては、自らの子どもの体力の向上に向けた取組の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子どもの体力向上施策の改善に取り組むとともに、各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うこと。

イ 文部科学省においては、抽出調査の結果を活用して、児童生徒の体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、子どもの体力向上施策に向けた取組及び施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこと。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子どもの体力の向上に向けた取組及び施策の改善に向けた全国的な取組を進めること。

(5) 抽出調査の対象となった学校の各児童生徒の調査結果等の取扱いについての配慮事項

抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等の取扱いについての配慮事項は、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや参加主体からの協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

イ 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果等について、アを参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

ウ 抽出調査の対象となった学校に在籍する各児童生徒に関する調査結果及び学校質問紙に関する調査結果の提供を受けた教育委員会又は学校が、自らの子どもの体力の向上に係る施策の改善、各児童生徒の運動習慣、生活習慣、食習慣等の改善等につなげる趣旨で、調査結果を独自に集計する場合、集計結果の公表又は情報公開請求における開示については、体力は個人の発育発達の状況が大きく関わっていることなどを踏まえるとともに、以下の点に十分に配慮する。

(ア) 教育委員会や学校は、保護者や地域住民に対して域内の教育及び当該学校の状況について説明責任を有していること

(イ) 情報公開条例等との関係

(ウ) 序列化や過度の競争につながらないようにすること

(エ) 各児童生徒の個人情報の保護との関係

9. 調査実施にあたっての相談体制

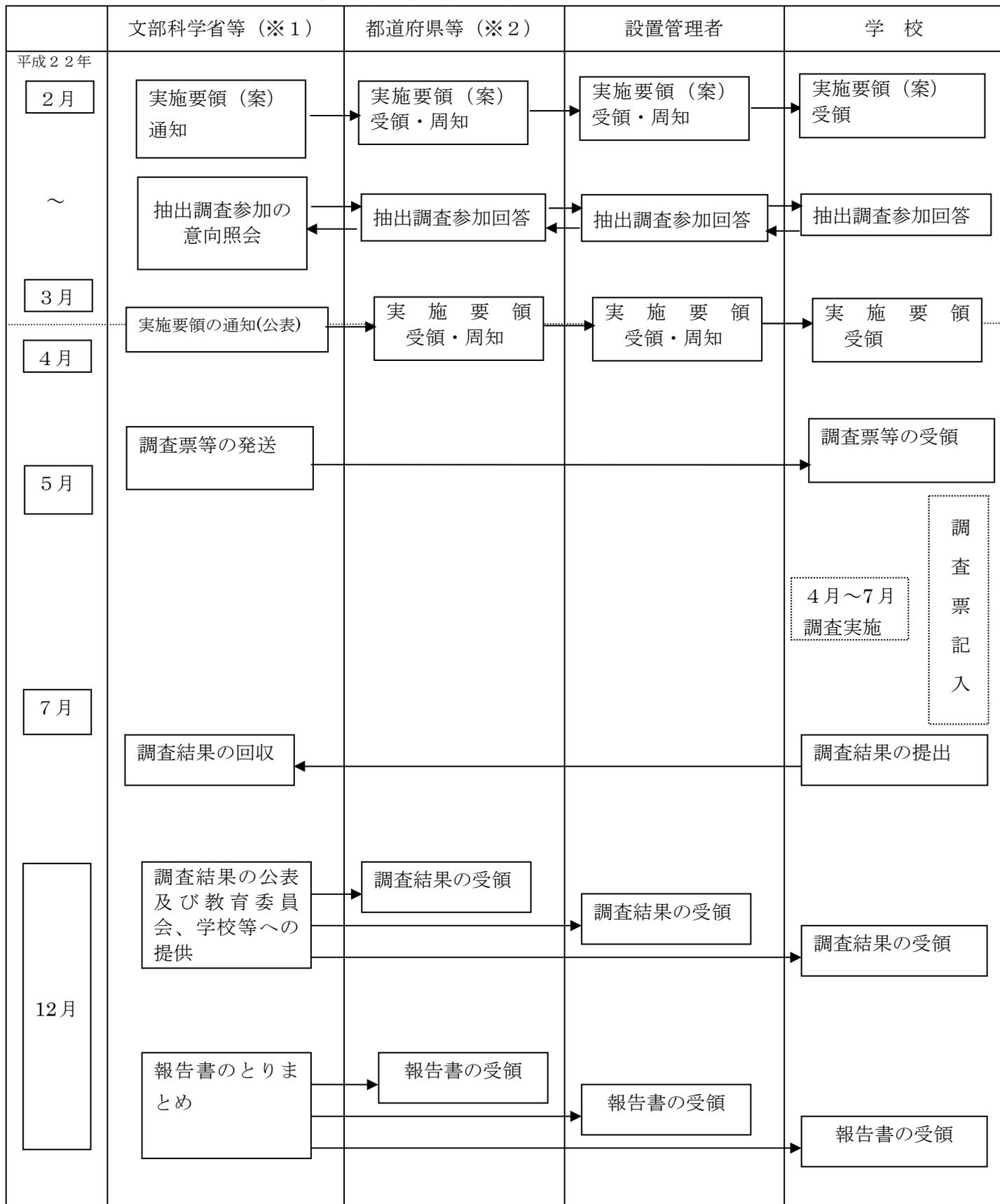
(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応

- するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施にあたっての市町村教育委員会、学校等からの問い合わせや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における実施体制等
- 本調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。
- ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
- イ 各学校においては、校長を調査責任者とするほか、担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。
- ウ 各教育委員会、学校等においては、本調査の実施にあたって、調査の目的及び内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
- エ 各教育委員会、学校等において、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。また、関係機関等に対して調査結果等を提供する場合には、提供を受ける機関等において本実施要領の趣旨が遵守されることを前提とするとともに、本実施要領の趣旨に基づいた取扱いが行われるよう必要な措置を講ずること。
- カ 各教育委員会、学校等においては、調査結果等の分析やこれを利用して子どもの体力向上施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
- ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、児童生徒の氏名を取得しない方法による調査の実施等、個人情報の保護に留意すること。
- イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 教育課程上の位置付け
- 実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育、保健体育の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。
- (4) 実技調査実施上の一般的注意
- ア 実技調査の実施にあたっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止または制限されている児童生徒はもちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。
- イ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- ウ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

調査実施に関するスケジュール

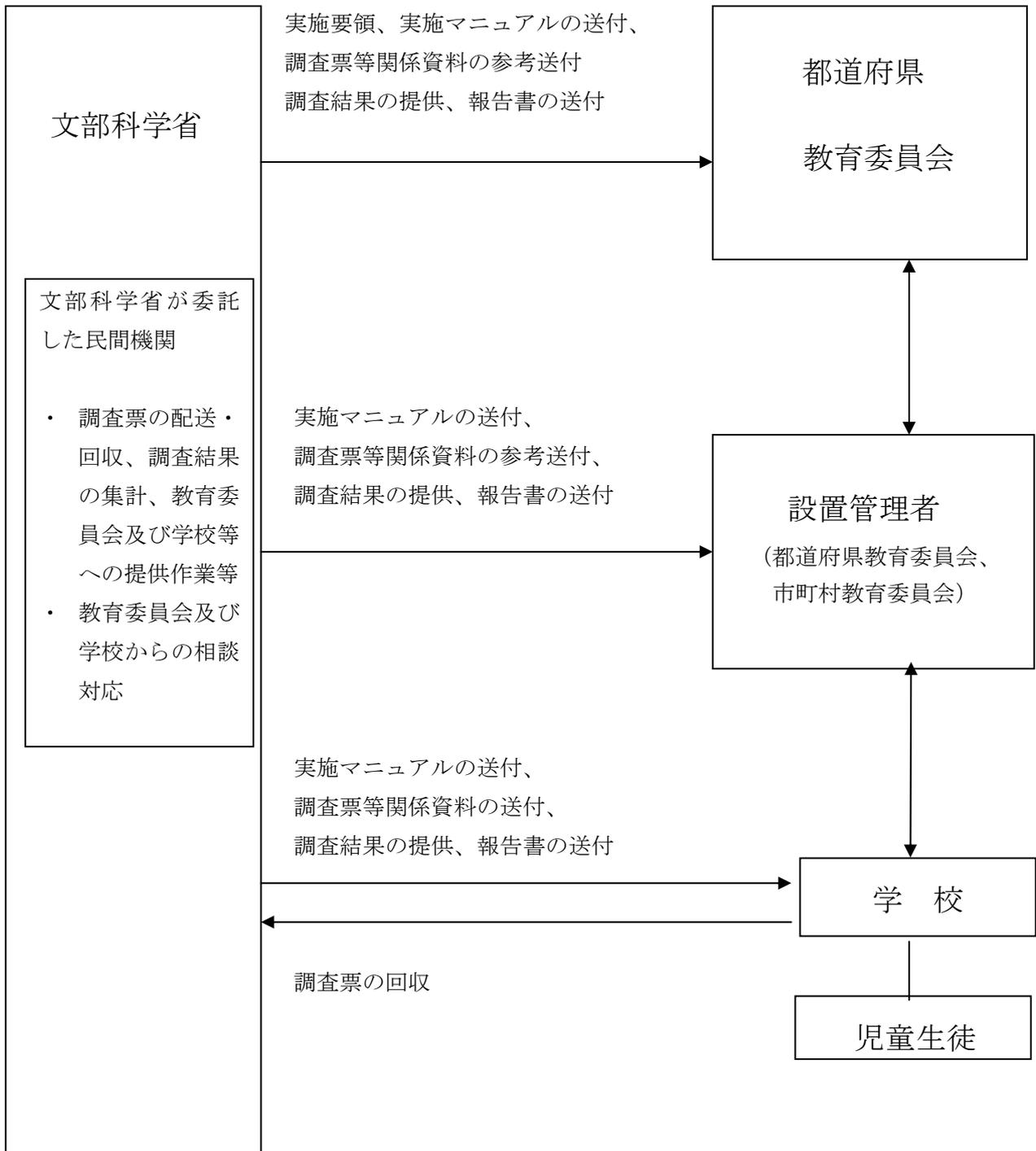


※ 1 文部科学省等には、文部科学省が委託した民間機関を含む

※ 2 都道府県等とは、国立学校の場合は文部科学省、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。

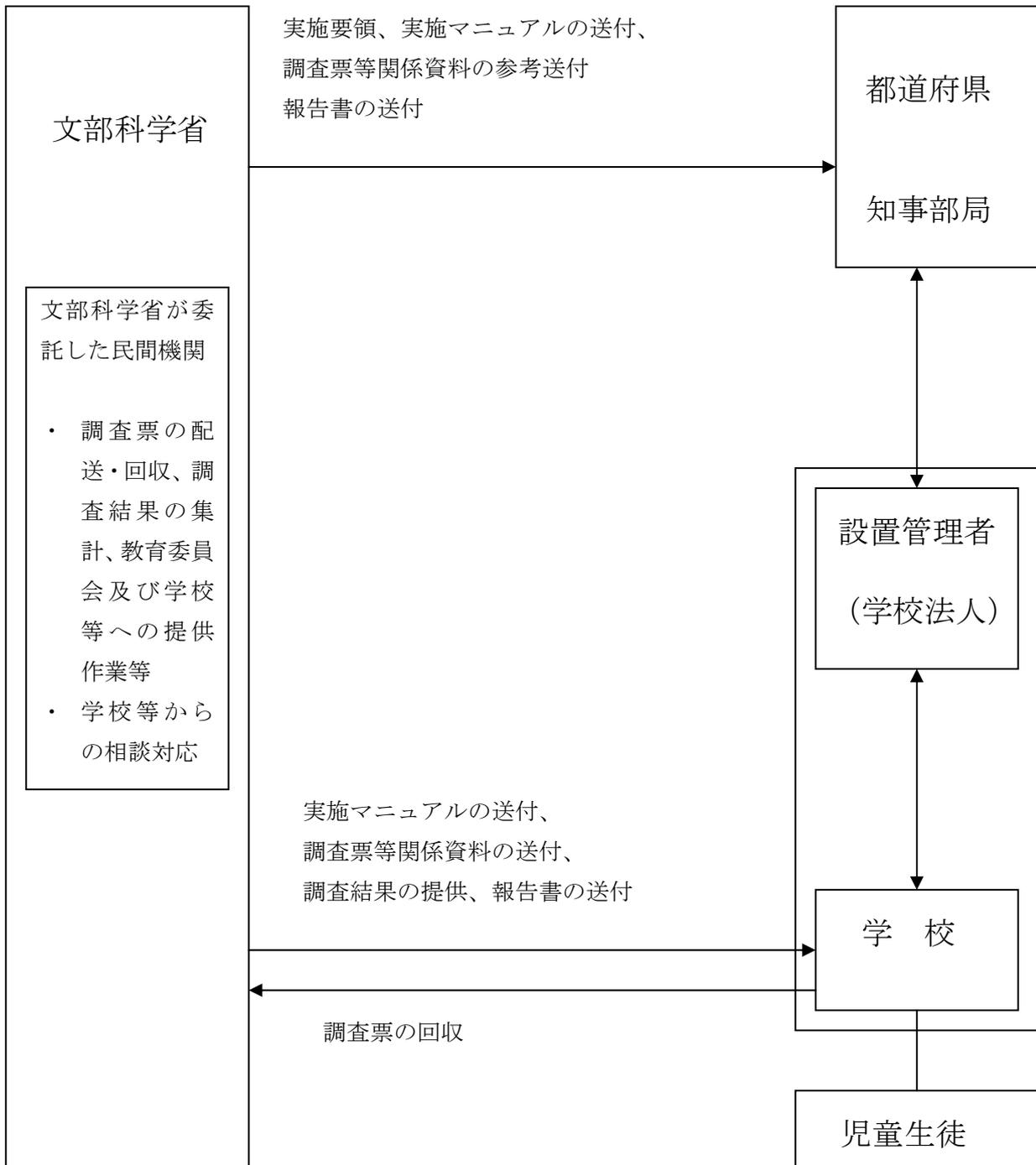
抽出調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する抽出調査は、次のような系統で行う。



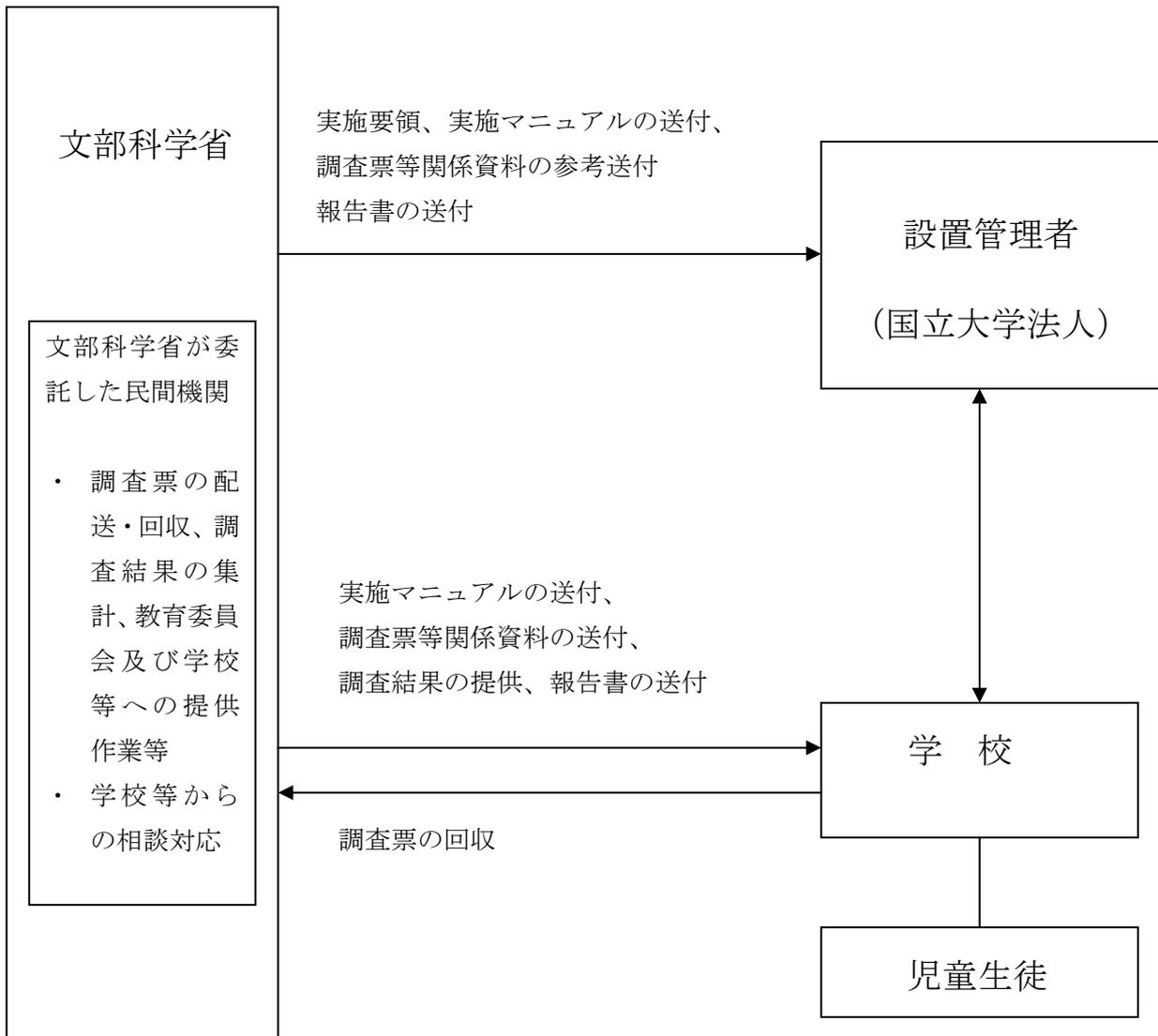
抽出調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する抽出調査は、次のような系統で行う。



抽出調査の実施系統図【国立大学法人学校】

国立大学法人学校において実施する抽出調査は、次のような系統で行う。



平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査における各都道府県等の抽出状況

都道府県等	小学校調査及び中学校調査の計			小学校調査			中学校調査		
	抽出対象候補校数(A)	全小中学校数(B)	抽出率(A/B)	抽出対象候補校数(C)	全小学校数(D)	抽出率(C/D)	抽出対象候補校数(E)	全中学校数(F)	抽出率(E/F)
1 北海道	246	2,064	11.9%	161	1,338	12.0%	85	726	11.7%
2 青森県	129	559	23.1%	87	371	23.5%	42	188	22.3%
3 岩手県	154	630	24.4%	105	424	24.8%	49	206	23.8%
4 宮城県	184	710	25.9%	123	471	26.1%	61	239	25.5%
5 秋田県	128	417	30.7%	84	271	31.0%	44	146	30.1%
6 山形県	132	486	27.2%	96	348	27.6%	36	138	26.1%
7 福島県	125	808	15.5%	85	548	15.5%	40	260	15.4%
8 茨城県	95	845	11.2%	65	590	11.0%	30	255	11.8%
9 栃木県	100	600	16.7%	69	416	16.6%	31	184	16.8%
10 群馬県	89	565	15.8%	58	366	15.8%	31	199	15.6%
11 埼玉県	111	1,323	8.4%	71	860	8.3%	40	463	8.6%
12 千葉県	142	1,298	10.9%	93	880	10.6%	49	418	11.7%
13 東京都	156	2,065	7.6%	96	1,374	7.0%	60	691	8.7%
14 神奈川県	168	1,363	12.3%	107	905	11.8%	61	458	13.3%
15 新潟県	206	847	24.3%	140	576	24.3%	66	271	24.4%
16 富山県	89	309	28.8%	62	215	28.8%	27	94	28.7%
17 石川県	94	360	26.1%	64	245	26.1%	30	115	26.1%
18 福井県	111	313	35.5%	79	221	35.7%	32	92	34.8%
19 山梨県	111	329	33.7%	75	221	33.9%	36	108	33.3%
20 長野県	95	620	15.3%	62	408	15.2%	33	212	15.6%
21 岐阜県	95	607	15.7%	62	398	15.6%	33	209	15.8%
22 静岡県	199	855	23.3%	131	561	23.4%	68	294	23.1%
23 愛知県	130	1,463	8.9%	89	1,018	8.7%	41	445	9.2%
24 三重県	111	627	17.7%	77	440	17.5%	34	187	18.2%
25 滋賀県	76	362	21.0%	51	247	20.6%	25	115	21.7%
26 京都府	172	655	26.3%	118	456	25.9%	54	199	27.1%
27 大阪府	184	1,565	11.8%	122	1,061	11.5%	62	504	12.3%
28 兵庫県	144	1,247	11.5%	94	851	11.0%	50	396	12.6%
29 奈良県	82	347	23.6%	52	228	22.8%	30	119	25.2%
30 和歌山県	137	444	30.9%	92	299	30.8%	45	145	31.0%
31 鳥取県	107	228	46.9%	74	157	47.1%	33	71	46.5%
32 島根県	157	380	41.3%	110	264	41.7%	47	116	40.5%
33 岡山県	178	617	28.8%	127	440	28.9%	51	177	28.8%
34 広島県	188	850	22.1%	127	583	21.8%	61	267	22.8%
35 山口県	126	546	23.1%	82	361	22.7%	44	185	23.8%
36 徳島県	146	377	38.7%	107	275	38.9%	39	102	38.2%
37 香川県	90	291	30.9%	63	204	30.9%	27	87	31.0%
38 愛媛県	117	513	22.8%	83	361	23.0%	34	152	22.4%
39 高知県	182	429	42.4%	118	287	41.1%	64	142	45.1%
40 福岡県	221	1,199	18.4%	147	807	18.2%	74	392	18.9%
41 佐賀県	96	301	31.9%	62	196	31.6%	34	105	32.4%
42 長崎県	132	621	21.3%	88	410	21.5%	44	211	20.9%
43 熊本県	117	654	17.9%	81	452	17.9%	36	202	17.8%
44 大分県	137	509	26.9%	96	356	27.0%	41	153	26.8%
45 宮崎県	114	433	26.3%	74	280	26.4%	40	153	26.1%
46 鹿児島県	171	888	19.3%	119	612	19.4%	52	276	18.8%
47 沖縄県	86	466	18.5%	54	293	18.4%	32	173	18.5%
小計	6,360	33,985	18.7%	4,282	22,945	18.7%	2,078	11,040	18.8%
国立学校	51	243	21.0%	26	119	21.8%	25	124	20.2%
私立学校	200	996	20.1%	47	224	21.0%	153	772	19.8%
合計	6,611	35,224	18.8%	4,355	23,288	18.7%	2,256	11,936	18.9%

※ 全小学校数(D)及び全中学校数(F)は、平成21年度学校基本調査によるものであり、特別支援学校を含んだ数である。

※ 表内の数値は平成22年3月24日現在のものである。